確定拠出年金向け説明資料

ALAMCO 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）

資産運用業協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

主として、朝日ライフ 日経平均マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通して、日経平均株価（日経 225）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

2. 主要投資対象

朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券
（マザーファンドは、国内の上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。）

3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。

4. ベンチマーク

日経平均トータルリターン・インデックス

※同指数を「日経平均株価（日経 225）（配当込み）」という場合があります。

5. 信託設定日

2000 年 11 月 30 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の 10 分の 1 または 5 億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

11 月 15 日（休業日の場合には翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率 0.55%（税抜 0.5%）を乗じた額

内訳（税抜）：委託会社 0.2%
販売会社 0.2%
受託会社 0.1%

10. 信託報酬以外のコスト

- 信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者が立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年 0.0055%（税抜 0.005%）の率を乗じて得た額とします。ただし、年 44 万円（税抜 40 万円）を上限とします。
  監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。
- ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11. お申込単位

1 円以上 1 円単位

12. お申込価額

お申込み日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約請求受付日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎期決算時（11 月 15 日。ただし、休業日の場合には翌営業日）に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み・解約請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み・解約請求の受付を取り消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて購入者（受益者）のみなさまに帰属します。
当ファンドが有する主なリスクは、**「24. 基準価額の主な変動要因等」**をご覧ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ALAMCO 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

※「日本経済新聞社」、「日経」および「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社（以下「日経」という）に帰属しています。日経は、日経平均トータルリターン・インデックスを継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。日経は、日経平均トータルリターン・インデックスの計算方法など、その内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日経は日経平均トータルリターン・インデックスを対象としたすべての金融商品等に対して、それらを保証するものではなく、一切の責任を負いません。

ALAMCO 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）

資産運用業協会分類：追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

20. セーフティネットの有無

当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数／10,000

22. 委託会社

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、受益権の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

※再信託受託会社

株式会社日本カストディ銀行

受託会社より委託を受け信託事務の一部を行います。

24. 基準価額の主な変動要因等

①株価変動リスク

株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

②信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

③金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

④価格乖離リスク

ファンドは、日経平均株価（日経 225）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、その実現が困難となる以下の要因が存在します。

a.日経平均株価の構成銘柄を全て組入れない場合があること
b.株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
c.運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
d.株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
e.追加設定・解約に伴う株式の買付、売却のタイミング差による影響
f.株式売買委託手数料および先物取引等に要する費用等を負担することによる影響
g.株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の 100%とならない場合の影響　等

⑤流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑥繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の 10 分の 1 または 5 億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

⑦ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ALAMCO 日経平均ファンド（愛称：にいにい Go）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

※「日本経済新聞社」、「日経」および「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社（以下「日経」という）に帰属しています。日経は、日経平均トータルリターン・インデックスを継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。日経は、日経平均トータルリターン・インデックスの計算方法など、その内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日経は日経平均トータルリターン・インデックスを対象としたすべての金融商品等に対して、それらを保証するものではなく、一切の責任を負いません。